

要望書（回答）

1 IR構想の強力で継続的な推進

【回答】（総合政策部未来創造戦略室 担当）

人口減少と少子高齢化が進む本市においては、将来も持続可能なまちづくりを続けていくために、知恵を絞って様々な施策にチャレンジしていかなければならないと考えております。

IR誘致はその施策のひとつであり、本市における新たな雇用の創出や地域経済の活性化に大きく寄与するものと考え、これまでチャレンジしてまいりました。

また、アフターコロナ対応においては、観光産業が果たす役割は大きいものと考えており、IRは北海道の観光産業に貢献するものと認識しております。

IRの申請主体である北海道は、北海道らしいIRのコンセプトの構築に向けて計画的に取り組む旨の考え方を示していることから、本市としては、引き続き必要な取組について協力してまいりたいと考えております。

2 災害に強いまちづくりの構築

イ) 津波浸水予測に基づく津波対策の強化（西部地区に津波避難施設を増設）

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

現在、本市では、新たな津波浸水想定への対策としてハザードマップの改訂作業を進めており、その中で津波到達までに浸水区域外へ避難することが難しい「避難困難区域」を見定める考えでございます。

これらの区域につきましては、高い建物等へ避難する「垂直避難」の考え方を盛り込み、新たな津波避難ビルの選定作業を進めるとともに、公共施設の建設・改築にあわせた避難スペースの確保についても検討し、その上で避難困難区域の解消が図られない場合には、国の財源活用を見据えながら、津波避難タワーや築山などの新たな避難施設等の整備について検討してまいります。

ロ) 構築年数が経過した構造物への耐震対策の推進

【回答】（都市建設部道路建設課 担当）

市が管理している橋梁142橋のうち、耐震補強が必要な橋梁は24橋となっており、令和4年度末には21橋目の耐震対策が完了する予定となっております。

対策未実施の3橋につきましては、今後実施する橋梁長寿命化修繕工事とあわせて、耐震補強を行っていく予定としております。

（都市建設部建築指導課、財政部管財課 担当）

公共施設（建築系施設）につきましては、旧耐震基準の市有建築物のうち、多数の者が利用する建築物の耐震診断を概ね終えており、耐震化未実施の施設のうち、耐震化が必要で今後も継続して保有していく施設につきまして、施設の老朽化や今後の需要も考慮のうえ、段階的に耐震化を推進します。

ハ) 急傾斜地等の土砂災害対策の早期構築

【回答】（市民生活部危機管理室・都市建設部維持課 担当）

急傾斜地等の土砂災害対策につきまして、北海道において順次対策工事を実施しておりますが、北海道内の危険箇所は1万か所以上あり、要配慮者施設等を優先しているため、全体の整備完了には相当の時間を要すると伺っております。

このため市としましては、警戒区域の指定箇所周辺のパトロールや土砂災害ハザードマップの活用を進めるとともに、災害時においては関係機関と連携して早めの避難を呼びかけるなど、ソフト面での対応に努めてまいりたいと考えております。

ニ) 緊急車両の動線や市民避難路確保及び周知の継続(市道舗装道路平坦性の改善拡大)

【回答】（都市建設部維持課、市民生活部危機管理室 担当）

市道につきましては、道路パトロールや路面の性状調査を定期的実施し、これらの結果や地域要望などをもとに、国の交付金のほか、公共施設等適正管理推進事業債や緊急自然災害防止対策事業債など、新たな財源も活用しながら、舗装の修繕等に取り組んでいるところです。

引き続き、車両や歩行者の通行の支障とならないよう、適切な維持管理に努めてまいります。

なお、避難路の周知につきましては、ハザードマップでお示しするほか、出前講座等の機会を捉え周知・啓発してまいります。

3 苫小牧東部地域への新たな企業誘致及び地元企業の活用

【回答】（産業経済部港湾・企業振興課 担当）

国家的プロジェクトである苫小牧東部地域の開発推進については、国が策定した【苫小牧東部開発新計画】及びその段階的な開発の具体的な方向付けとなる「苫小牧東部開発新計画の進め方について【第3期】」（令和元年8月）に基づき、北海道等の関係機関が一体となり、その推進に取り組んでいるところです。

市では、関係機関と連携し、苫小牧東部地域におけるCCUS等のカーボンニュートラルに関連する企業・試験研究施設の立地や実証事業の展開、大規模災害支援拠点やデジタルインフラの整備促進など、開発の核となる国主導の公的プロジェクトの導入について、国への要望を行っております。

苫小牧東部地域における公的プロジェクトの導入は、新たな産業誘致や地元企業の活用、雇用の創出に繋がることから、国に対しての要望活動を継続するとともに、関連する企業等に対し、当該地域の優位性をアピールするなどし、引き続き積極的な誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

4 都市環境の整備促進

イ) 市道東部南通線（臨港道路 東港南通）の勇払橋早期架替及び道路拡幅

【回答】（都市建設部道路建設課 担当）

勇払橋架替につきましては、北海道が管理する二級河川安平川の河川整備計画との整合性や事業化のタイミングを図る必要があります。

安平川水系河川整備計画では、河道内調整地の整備をはじめ、河口部における河道拡幅や築堤整備を実施することとなっておりますが、現時点では実施時期が明確になっておりません。

架替事業の実施に向けて、引き続き、安平川の河川管理者である北海道室蘭建設管理部と協議を行いながら、検討を進めてまいります。

次に、市道東部南通線の拡幅整備につきましては、これまでも苫小牧東部地域の安全確保に向けた要望（苫東）を受け、現時点における取組として、道道苫小牧環状線から中央ふ頭幹線までの約4kmの区間に、視線誘導標（ソーラー式のライト）を設置し路外への逸脱防止など、特に冬場における安全性の向上に努めてまいりました。

市道東部南通線は、苫小牧西港区と東港区を結ぶ連結道路としての重要性や必要性については認識しておりますが、港湾計画においては東工区についても内陸に掘込む構想もあるため、関係機関との情報共有を図りながら検討しなければならないものと考えております。

ロ) 美沢錦岡通の道路整備推進（道道昇格への早期実現）

【回答】（総合政策部まちづくり推進課）

都市計画道路である美沢錦岡通は、市街地を通過することなく広域的な移動を可能にするほか、災害時における避難ルートの確保など、市民生活の安全・安心のためにも重要な路線であると認識しております。

また、本路線の整備により、令和2年12月に開通した苫小牧中央ICへのアクセスも容易となり、整備効果を高める上でも非常に有効なものとなります。

本市では、これまで一部区間を市道として暫定整備を進める一方で、北海道に対する重点要望事項として道道昇格による整備を要望してきたところでございますが、市民の安全・安心の確保や利便性向上に向け、引き続き、重点要望事項として北海道に対し整備促進を要望してまいります。

ハ) 都市浸水対策及び下水道施設の老朽化対策推進（集中豪雨等による冠水対策）

【回答】（都市建設部維持課・上下水道部下水道課 担当）

都市浸水対策につきまして、はじめに本市が管理する河川につきましては、「緊急自然災害対策防止事業」や「緊急浚渫推進事業」などにより、老朽化が進んだ護岸等施設の更新のほか、洪水時に流れの支障となる堆積土砂の除去などを行い、河川の流下能力の維持・確保に取り組んでおります。

引き続き、安全・安心な市民生活の確保に向け、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

また、下水道につきましては、10年確率降雨に対応する雨水管整備をはじめ、大雨対策3か年事業による雨水幹線整備や雨水ポンプ所の整備などに取り組んでおります。

下水道施設の老朽化対策につきましても、下水道ストックマネジメント計画に基づく老朽化した下水道管の改築更新を継続的に進め、安全で快適な下水道機能を持続しながら、安全・安心な市民生活の確保に努めてまいります。

二) 植苗・美沢土地利用計画の整備促進

【回答】（総合政策部空港政策課 担当）

平成23年度に見直した「苫小牧市植苗・美沢地区土地利用計画」については、新千歳空港24時間運用拡大に伴う地域振興策の推進や、再編関連訓練移転等交付金などを活用した事業を実施し、地域環境を活かしたまちづくりを進めています。

現在、星ヶ丘団地内への道営住宅（第4期分）建設に向け、北海道と協議を行うなど、生活環境の向上に向けた取り組みを進めています。

今後については、アフターコロナを見据えた新千歳空港周辺地域の活性化に向け、時代に見合った実効性のある次期計画を策定し、都市環境の整備促進に努めてまいります。

ホ) JR線新千歳空港駅から苫小牧方面への増便などアクセス向上

【回答】（総合政策部まちづくり推進課）

JR新千歳空港駅から苫小牧方面へのアクセス向上につきましては、本市の最重点要望事項に位置付けておりますが、新型コロナウイルスの影響が続き、新千歳空港の旅客数が大きく減少している状況から、国や北海道への要望に留まっているところで

す。本市としましては、今後、国内外からの観光客の回復を見据えると、アクセス向上の実現は道南・道東地域からの利便性向上や、JR利用者の増加に大きく寄与するものと認識しており、北海道が中心となった効果の検証や、道内広域での機運醸成に向けて、北海道やJR北海道などの関係機関への要望を継続してまいりたいと考えております。

へ) 駅周辺ビジョンと居住促進を含めた都市再生コンセプトプランの早期実現

【回答】（総合政策部未来創造戦略室 担当）

苫小牧駅周辺ビジョンの策定にあたり、本年4月に「苫小牧駅周辺ビジョン策定検討委員会」を設置し、旧サンプラザビルを含めた駅周辺における具体的な機能や移動手段等の議論を進めてまいりました。今後につきましては、民間事業者等へヒアリングを行い、具体的な事業の整備手法や資金フレーム等を検討することに加え、交通サービスや実証事業についても検討を重ね、対象エリアのコンセプトや必要な機能について具現化を目指す考えであり、苫小牧駅周辺への居住促進についても同ビジョン内で整理を行い、都市再生コンセプトプランの早期実現を目指してまいります。

ト) 苫小牧登別通（仮称）の道路整備の早期実現

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

白老町と本市を結ぶ広域幹線道路としては、現状においては国道36号のみとなっております。

令和2年3月に国道36号の4車線化が完成しておりますが、本路線の整備実現により、東胆振地域の道路ネットワークが更に強化され、噴火や津波など災害時における地域の安全・安心の確保につながるものとなります。

また、令和2年7月に開業したウポポイ（民族共生象徴空間）への円滑なアクセスも容易となることから、広域的な観光産業の進展にも寄与するものと考えております。

これまでも白老町と連携しながら、本市の最重点要望事項として北海道に対して道道昇格による整備を要望してきたところではありますが、今後につきましても、この活動を継続していきたいと考えております。

5 令和5年度公共事業の予算枠拡大並びに発注時期の平準化

【回答】（財政部財政課・財政部契約課 担当）

公共事業につきましては、国の地方に対する様々な経済対策や地財計画を踏まえ、財政の健全性を確保しながら予算化に努めてまいります。

発注に当たりましては、債務負担行為等を活用し、早期発注や施工時期の平準化に努めてまいります。

また、平成30年6月から試行実施していた「余裕期間制度」につきましては、対象工事受注者の多くが活用している状況であったことから、令和3年度に本格実施としており、施工時期の平準化に一定の効果があると感じております。

6 発注工事に関する改善

イ) 土木・建築工事における、あらゆる発注工事の地元企業の活用

【回答】（財政部契約課 担当）

本市では苫小牧市公契約基本方針に基づき、地元企業の優先活用を図っております。

本市発注の工事につきましては、市内に受注業者がいない、または限られている場合など、十分な競争性が確保されない恐れがある場合を除き、地元企業であることを応札の条件としており、今後も継続してまいります。

ロ) 働き方改革推進に向け、週休2日制等に対応した工期の設定

【回答】（財政部契約課 担当）

市では建設業の働き方改革、人手不足対策などの観点から、令和3年度より、発注工事における週休2日制の試行導入を実施しておりますが、工期設定につきましては、従前より「準備期間」、「施工に必要な実日数」、「土日祝日や夏季休暇、年末年始、降雨日などの不稼働日」、「後片付け期間」を合わせたものとなり、週休2日を考慮した工期設定としております。

今後、週休2日制の本格導入を実施する際には、国や北海道、近隣市町村の動向や事業者アンケート等を踏まえ、適正な工期の設定方法につきましても検討していきたいと考えているところでございます。

ハ) 労務単価、建設資機材の実勢価格の把握と反映（見積活用方式・単品スライド等の活用）

【回答】（財政部契約課 担当）

発注金額の設定については、単に実績額のみを指標にすることなく、資材や人件費の価格上昇など市場実態や物価動向を反映した額とするよう努めております。

見積活用方式の導入につきましては、北海道等において入札不調・不落が発生している工事への対策として試行導入しておりますが、本市におきましては入札不調が続く工事が発生していないことから、導入の検討には至っていないところです。

契約後における賃金や資材費等の急激な変動につきましては、インフレスライドや単品スライドを適用し、対応しているところでございます。

ニ) 受注後の資材調達期間及びその他、施工不可能期間等の経費反映

【回答】（都市建設部建築課、都市建設部道路建設課 担当）

建築工事における資材調達期間の経費反映につきまして、受注後の資材調達は契約工期内で行うものと考えており、その工期に対する経費は見込まれております。

しかしながら、昨今の社会情勢により、特別な理由で資材調達等に時間を要した場合は、発注者と受注者において協議を行い、必要に応じた対応を今後も努めてまいります。

土木工事における資材調達期間における経費反映につきましても、建築工事同様に、受注後の資材調達期間として経費を見込んでおります。

その他、施工不可能期間等が生じた場合につきましては、土木工事積算要領に基づき、工事の一時中止措置を設計変更にて対応することが可能となっております。工事の一時中止を行う場合には、一時中止期間に伴う現場維持等の費用として、原契約の請負工事費とは別に計上するものとなっております。

ホ) 工事発注前の三者協議の実施（苫小牧市・設計コンサルタント・苫小牧建協）

【回答】（都市建設部建築課 担当）

今までも工事着手前において、発注者と受注者の協議は必要に応じ実施しております。

しかしながら、三者が協働し技術的知識を相互に交換することで、円滑な工事運営及び現場での効率化につながるのであれば、さらなる協議の場を工事着手前につくるなどの対応を考えてまいります。

へ) 工事の評価内容の明示

【回答】（財政部契約課、財政部工事監 担当）

工事の評価点については、総合評点及び評定点のほか、令和2年度より項目別評定点についても開示し、評定の結果に疑問がある場合は、説明を求めることができる制度となっております。

今後につきましては、施工技術などのスキルアップや施工品質向上に繋がる指導・助言について、監督員を通して現場代理人や主任技術者にお伝えするよう努めてまいりますので、ご理解願います。